日 バ ス 協 技 第 5 号 平成30年1月10日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会 会 長 三 澤 憲 一

「自動車事故報告規則」の一部改正について

平素より、当協会の活動に格別なご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。標記について、国土交通省自動車局安全政策課から別紙「「自動車事故報告規則」の一部改正について」のとおり通知がありましたので、貴協会傘下会員事業者に周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

要点は、旅行業法において、新たに旅行サービス手配業務者が規定化されたため、自動車事故報告規則においても所用の一部改正を行ったものです。

なお、施行日は、平成30年1月4日となります。

担当:技術安全部(山川・村山)電話:03-3216-4015



公益社団法人日本バス協会 殿

国土交通省自動車局安全政策課

「自動車事故報告規則」の一部改正について

今般、「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」(平成 29 年法律第 50 号)による改正後の「旅行業法」(昭和 27 年法律第 239 号)により、旅行サービス手配業の登録等が開始されることから、自動車事故報告規則(昭和 26 年運輸省令第 104 号)の一部を別添のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知をお願いします。

(傍線
0)
部
分
は
改
TF.
部分
$\overline{}$

全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国 を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為(取引の公正、旅行の安 供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約 供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約 で	目次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 旅行業等 第二章 旅行業及び旅行業者代理業(第三条―第二十二条) 第三章 旅行業協会(第四十一条―第二十三条―第四十条) 第五章 罰則(第二十四条―第二十三条) 第五章 罰則(第二十四条―第二十三条) 第二章 旅行業協会(第四十一条―第二十三条) 第二章 旅行業協会(第四十一条―第二十三条) 第二章 旅行業的会(第四十一条―第二十三条) 第二章 旅行業的会(第四十一条―第二十三条) 第二章 派行業的会(第四十一条―第二十三条) 第二章 派行業的会(第四十一条―第二十三条) 第二章 派行業的会(第四十一条―第二十三条) 第二条 (略) 2 (略) 3 この法律で「旅行業務」とは、旅行業を営む者が取り扱う第一項各 号に掲げる行為(第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代 理して企画旅行契約を締結する行為を含む。)又は旅行業者代理業を営む者 り行う第二項に規定する行為を含む。)又は旅行業者代理業を営む者 り行う第二項に規定する行為を含む。)又は旅行業者代理業を営む者 り行う第二項に規定する行為を含む。)又は旅行業者代理業を営む者 り行う第二項に規定する行為を含む。)又は旅行業者代理業を営む者 り行う第二項に規定する行為を含む。)又は旅行業者代理業を営む者 り行う第二項に規定する行為を含む。)又は旅行業者代理業を営む者 り行う第二項に規定する行為を含む。)又は旅行業者代理業を営む者 り行う第二項に規定する行為を含む。)又は旅行業者代理業を営む者	改 正 案
(新設)	日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次	現

7 土交通省令で定めるものを除く。 この法律で 「旅行サービス手配業務」とは、 を行う事業をいう。 旅行サービス手配業を

営む者が取り扱う前項に規定する行為をいう。

第二章 旅行業等

節 旅行業及び旅行業者代理業

(登録

第三条

(略

(登録の申請

第四 申請書を観光庁長官に提出しなければならない。 条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した

代表者の氏名 氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、 その

(略)

(削る)

三 5 五 (略)

2

(略)

(登録の拒否)

第六条 場合には、その登録を拒否しなければならない。 観光庁長官は、 登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する

り消され、又は第三十七条の規定により旅行サービス手配業の登録第十九条の規定により旅行業若しくは旅行業者代理業の登録を取 であつた者で、 係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員 登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに を取り消され、 その取消しの日から五年を経過していない者 当該取消しの日から五年を経過していないものを含 (当該

(新設)

第二章 旅行業等

(新設)

(登録)

第三条 (略)

(登録の申請

第四条 申請書を観光庁長官に提出しなければならない。 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、 その代表者の氏

略

四三二 事業の経営上 |使用する商号があるときはその商号

(略)

2 (略)

(登録の拒否)

第六条 場合には、その登録を拒否しなければならない。 観光庁長官は、 登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する

り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞され、その取消しの日から五年を経過していない者(当該登録を取第十九条の規定により旅行業又は旅行業者代理業の登録を取り消 の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員であつた 当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。)

第四条から第三十五条まで

削る

木曜日

(号外第 1 号)  $(1)\sim(16)$ [7] Ê

第二条 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)の一部を次のように改正する。 (自動車事故報告規則の一部改正) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める 改 正 後

別記様式(第3条関係) 及び住所のほか、旅行業者等又は旅行サービス手配業者の登録番号を記載すること 23条の規定による旅行サービス手配業の登録を受けている者である場合には、氏名又は名称 すること。運送契約の相手方が旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による旅行 当該一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載 業者しくは旅行業者代理業の登録を受けている者(以下「旅行業者等」という。)又は同法第 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等(貸切旅客のみ)」の欄は、事故を引き起こした

別記様式 (第3条関係)

改

正

前

 $(1) \sim (16)$ 

 $(18) \sim (26)$ 客自動車運送事業者と運送契約を締結した者の氏名又は名称及び住所を記載すること。運送 及び住所のほか、 代理業の登録を受けている者(以下「旅行業者等」という。] である場合には、氏名又は名称 契約の相手方が旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定による旅行業又は旅行業者 「運送契約の相手方の氏名又は名称、住所等」の欄は、事故を引き起こした当該一般貸切旅 悪 旅行業者等の登録番号を記載すること。

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則の一部改正)

 $(18) \sim (26)$ 

第三条 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則(平成九年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。 改正前欄に掲げる対象規定で

改正後欄に対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改

正

後

(受験手続)

改

正

前

第四条 地域限定通訳案内士試験を受けようとする者は、受験願書を都道府県知事に提出しなけ ればならない。ただし、法第十六条第一項の規定により都道府県知事が指定する者 「指定試験機関」という。)が同項の試験の実施に関する事務(以下単に「試験事務」という。) (以下単に

を行う場合には、当該受験願書を指定試験機関に提出しなければならない

定する者に該当することを証する書面を添付しなければならない。 の規定により試験の免除を受けようとする者は、前項の受験願書にその旨を記載し、 法第二十四条第一項において準用する通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第七条 同条に規

第五条 地域限定通訳案内士試験を行う外国語の種類、 な事項は、都道府県知事があらかじめ公示する。 (試験の免除) 法第二十四条第一項において準用する通訳案内士法第七条第三号に規定する国土交通省 期日、 場所その他試験の施行に関し必要

令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目についての筆 記試験を免除する。 筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者 次回の地域限定通訳案内士試験の当

一 一の外国語による通訳案内士試験に合格した者 当該外国語

25

平成 30 年 1 月 4 日

## 〇国土交通省令第一号

する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十号)の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正

土交通大臣

石井

啓

平成三十年一月四日

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

条 (通訳案内士法施行規則の一部改正) 通訳案内士法施行規則(昭和二十四年運輸省令第二十七号)の一部を次のように改正する

標記部分に二重傍線を付した規定(以下

これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正

後

「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、

第

第一条 ければならない。 施に関する事務(以下 第一項の規定により独立行政法人国際観光振興機構(以下「機構」という。)が同項の試験の実 らない。ただし、通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号。以下「法」という。)第十一条 (受験手続) 全国通訳案内士試験を受けようとする者は、受験願書を観光庁長官に提出しなければな 「試験事務」という。)を行う場合には、当該受験願書を機構に提出しな 第一条 関する事務 い。ただし、通訳案内士法 (受験手続 (以 下

2

(試験の公示)

第二条 項は、観光庁長官があらかじめ官報で公示する。 全国通訳案内士試験を行う外国語の種類、 期日、 場所その他試験の施行に関し必要な事

(試験の免除

官

第三条 法第七条第三号に規定する国土交通省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、 それぞれ当該各号に定める科目についての筆記試験を免除する。

略

(削る) (削る)

筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者と同等以上の知識又は能力を有する者 総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者 日本地理

(合格証書の授与等)

として観光庁長官が定める者

当該科目

第四条 観光庁長官 (機構が試験事務を行う場合にあつては、機構。次項において同じ。)は、 者に対し別記第二号様式による筆記試験合格証書を、それぞれ授与する。 国通訳案内士試験に合格した者に対し別記第一号様式による合格証書を、筆記試験に合格した 全|

2

(合格者の公示)

第五条 観光庁長官は、 全国通訳案内士試験に合格した者の氏名を官報で公示する。

改

正 前 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその

改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないもの

ばならない。 項の規定により独立行政法人国際観光振興機構(以下「機構」という。)が同項の試験の実施に 通訳案内士試験を受けようとする者は、受験願書を観光庁長官に提出しなければならな 「試験事務」という。)を行う場合には、当該受験願書を機構に提出しなけれ (昭和二十四年法律第二百十号。 以下 「法」という。)第十一条第一

(試験の公示)

第二条 通訳案内士試験を行う外国語の種類、 観光庁長官があらかじめ官報で公示する。 期日、場所その他試験の施行に関し必要な事項は、

第三条 法第七条第三号に規定する国土交通省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、 それぞれ当該各号に定める科目についての筆記試験を免除する。

一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者 当該外国語

当該試験が行われた後最初に行われる通訳案内士試験の当該外国語 一の外国語による地域限定通訳案内士試験の筆記試験の外国語について合格点を得た者

旅行業務取扱管理者試験に合格した者 日本地理

五‖四‖ 筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者と同等以上の知識又は能力を有する者

として観光庁長官が定める者

当該科目

第四条 観光庁長官(機構が試験事務を行う場合にあつては、 訳案内士試験に合格した者に対し別記第一号様式による合格証書を、 対し別記第二号様式による筆記試験合格証書を、それぞれ授与する。 (合格証書の授与等 機構。 次項において同じ 筆記試験に合格した者に 。 ) は、

第五条 観光庁長官は、 通訳案内士試験に合格した者の氏名を官報で公示する。 平成 30 年 1 月 4 日

木曜日

(施行期日)

(通訳案内の実務に関する研修) 第一条 この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十年一月四日)から施行する。

(通訳案内士法施行規則の一部改正に伴う経過措置) 第二条 改正法附則第三条第三項各号に掲げる者は、平成三十二年三月三十一日までに改正法附則第三条第三項の規定により観光庁長官が実施する研修を受けなければらならない。

案内士法施行規則第三条第二号及び第三号の規定は、なお効力を有する。第三条 第一条の規定による施行前に行われた地域限定通訳案内士試験の筆記試験の外国語について合格点を得た者については、同条の規定による改正前の通訳

ができる。 第四条 第二条の規定による改正前の自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書は、同条の規定による改正後の自動車事故報告規則別記様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用すること